

広島県告示第百三十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十五年二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
寺戸地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区	町・丁目	字	地番	標柱番号
三次市	三次町	寺戸	一三三番	標柱一号
			一三二番	標柱二号及び三号
			一一三番一	標柱四号
			一〇七番一	標柱五号
			二七五番地先道路敷	標柱六号
			二八三番一	標柱七号
			二八一番	標柱八号
			二八〇番一	標柱九号